

捉えよ 債務者の望み

支え ——— 整え ——— 歩き出す

周漢威 執行長



財団法人法律扶助基金会
Legal Aid Foundation

プロジェクトの 設置

2007.
07.11

消費者債務整理条例 公布

2008.
01

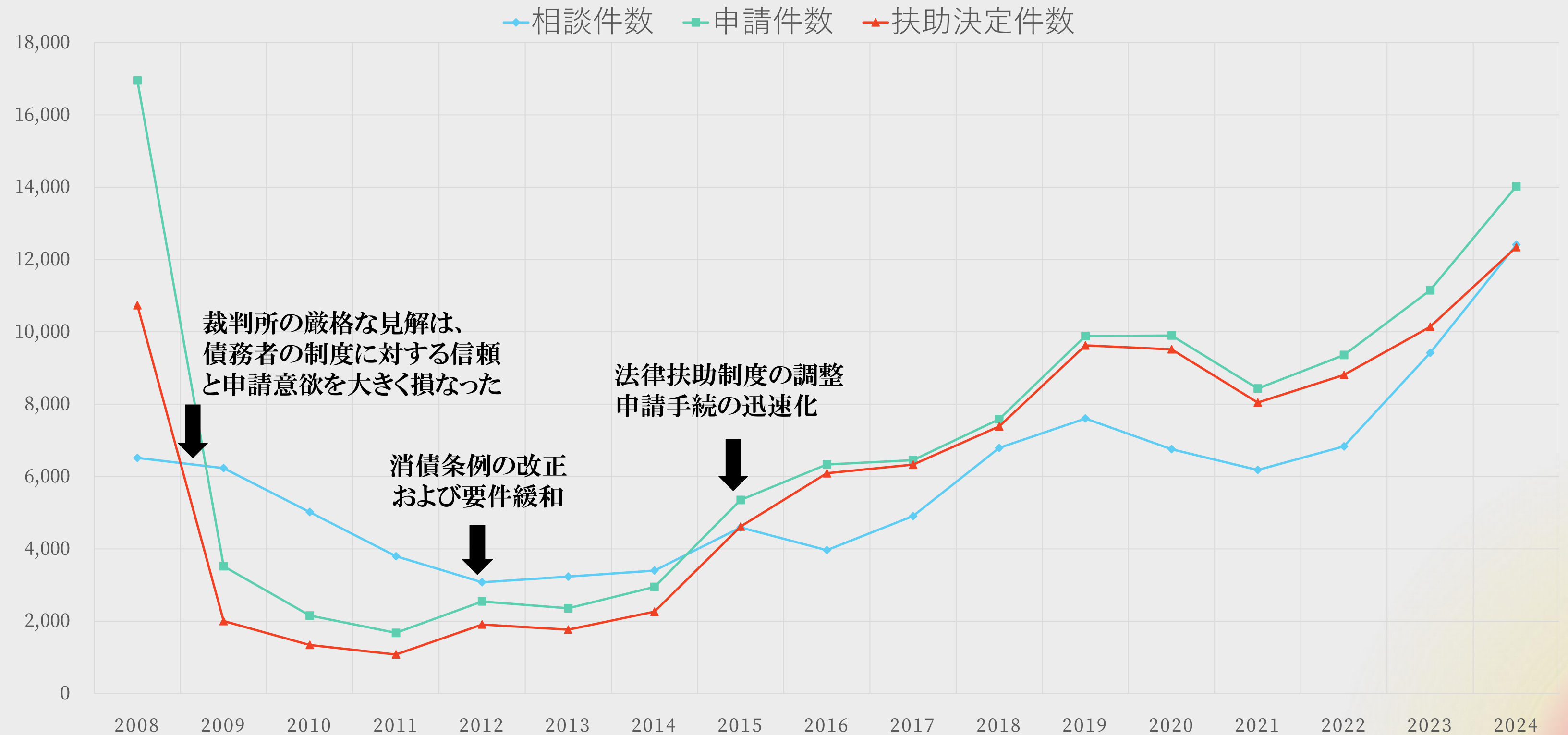
法律扶助基金会の董事会（訳注：理事会に相当）が、
「消費者個人債務整理事件法律扶助プロジェクト」
の設置を決議

- ・ 市民による消費者債務整理事件（以降、「消債案件」）の法律扶助申請を迅速に受理し、法律相談サービスを提供する。
- ・ 各支部において常駐弁護士による相談サービスを展開し、相談拠点で弁護士が直接、市民からの申請を受付けるなどの対応を行う。

2008.
04.11

消費者債務整理条例 施行

法律扶助基金会による消債案件の 法律相談／申請／扶助決定件数



案件数の増減に影響する要因

2009

当年度における申請件数および扶助件数は
前年度に比べて明らかに減少した

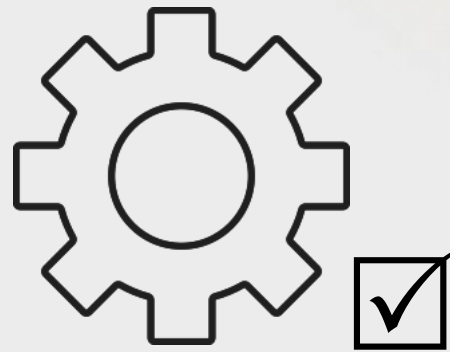
その原因として、裁判所の申立条件が厳しく、手続きに関する
要求が複雑であり、更生・清算手続きが長期化しているうえ、
却下される割合が非常に高いことが挙げられる。そのため、
債務者が制度に対する信頼と申請意欲を失っていた。

2012

消債条例の改正および要件緩和に伴い
申請件数が徐々に増加している

消費者債務整理条例は2012年1月4日に大幅に改正され、
その結果、清算免責率は従来の1割未満から5割へと上昇し、
更生計画の認可率も2割から7割に上昇した。これにより、
債務者の信頼と意欲が徐々に回復し、法律扶助申請件数も
次第に増加し始めた。

法律扶助の手続改善と質の向上



扶助手続きの簡素化、扶助基準の緩和

2015年の法律扶助法第13条第2項第3号および同法第46条第3項の改正により、同法に基づく「審査委員の審議を経ない扶助事件処理規則」が規定され、消債案件については債務者の資力審査が不要となった。



法律扶助の質的向上

- 2015年より、消費者債務整理事件専任弁護士制度を試行するとともに、専任弁護士の育成を目的とした教育訓練を実施し、資格要件を満たす弁護士を選任した。
- 定期的にプロジェクト会議を開催する。
- 弁護士会と協力して、消費者債務整理事件に関する処理マニュアルを作成した。



債務者が自ら立ち上がる ことを支援する

行政機関との連携

ソーシャルワーカーの
専門性を高める

民間団体との連携

理性と共感

(Oyama Saya 大山小夜 教授)

民間団体との連携

法律扶助基金会は台北靈糧堂社会服務処と協力して、
債務者向けの説明会を実施した。

高い出席率

高い申請率



打開希望之窗

債務問題，有「法」可解

債務解決有希望説明會

時間：2017年3月25日星期六 下午2點至5點（1點半至2點報到）
地點：台北靈糧堂宣教大樓4樓副堂（台北市和平東路二段24號4樓）

主講人：林永頌律師、周漢威律師

內容：卡債、信貸等無擔保債務實務分享暨解決債務的相關法律介紹

參加對象：對此議題有興趣者皆可參加

報名方式：

1. 網路報名：請至法律扶助基金會官網 www.laf.org.tw 線上報名
2. 電話報名：法扶七碼專線412-8518（市話請直撥手機加02）轉2
洽電話法律諮詢中心報名
3. 教會管道：
電話：02-2369-5520
信箱：surprise@llc.org.tw

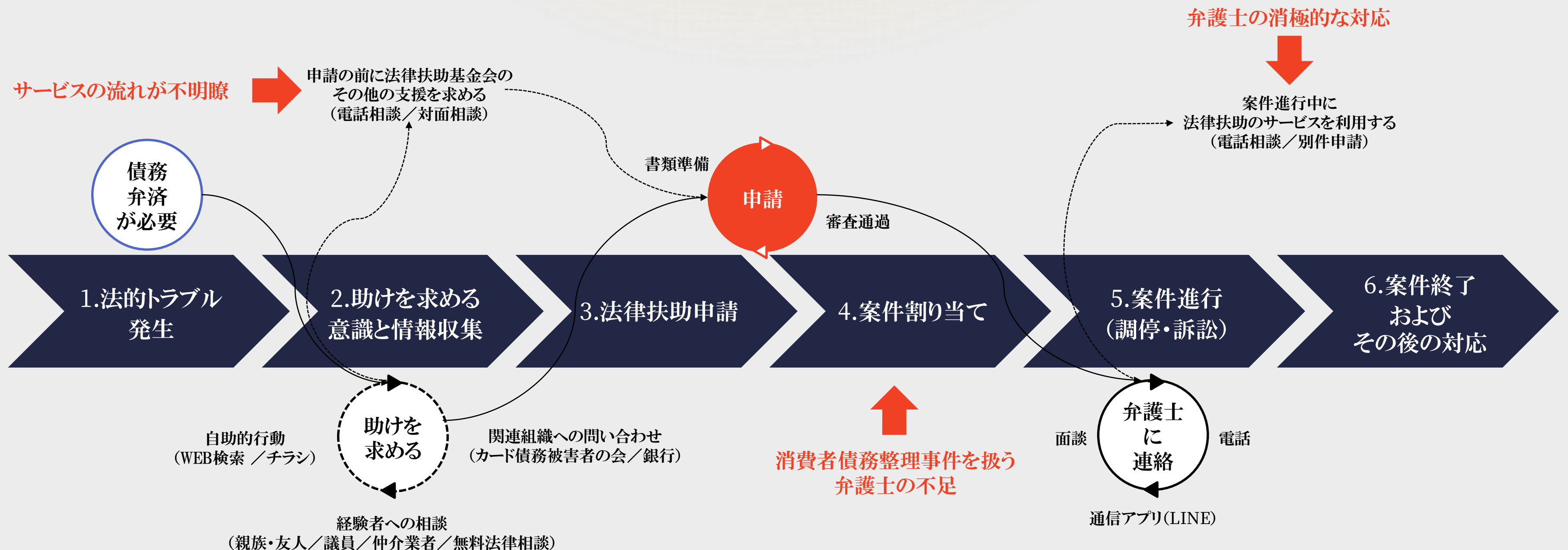
現場安排律師提供免費的法律諮詢

活動單位：財團法人法律扶助基金會、台北靈糧堂社會關懷處、
卡債受害人自救會、律師公會全國聯合會消費者債務清理委員會、
台北律師公會消費者債務清理委員會

サービスの課題 — 債務者はいかにして選択するか

申請?

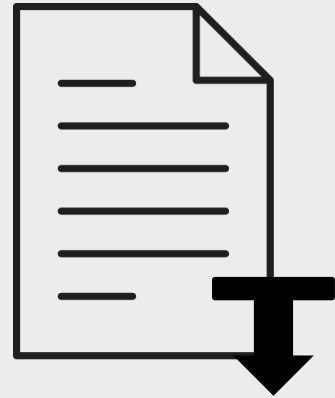
相談?



案件数増加に伴う課題 ― 取下件数の高止まり

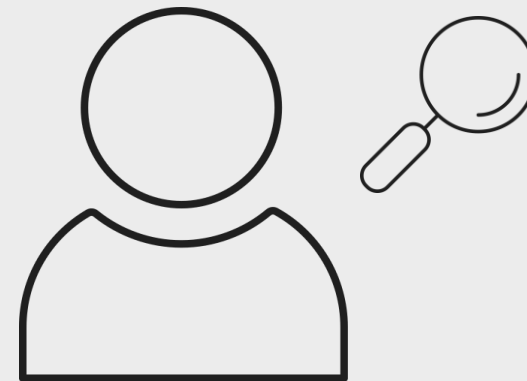
立件年度	債務整理扶助決定件数	取下げにより終了した件数	現在の取下率
2015	4,616	757	16.4%
2016	6,091	1,291	21.2%
2017	6,328	1,743	27.5%
2018	7,385	2,101	28.4%
2019	9,625	2,714	28.2%
2020	9,516	2,918	30.7%
2021	8,047	2,512	31.2%
2022	8,809	2,784	31.6%
2023	10,142	3,099	30.6%
2024	12,344	2,859	23.2%

案件受理手続きの見直し



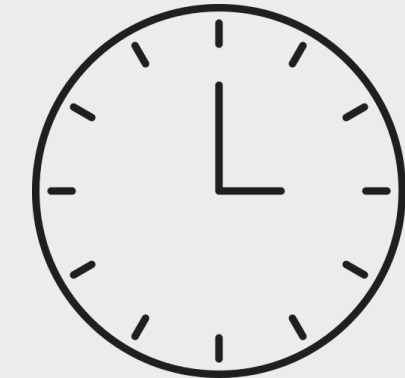
指定申請書

消債案件については「書面申請」を原則とし、当該事件専用の申請書様式を用意し、法律扶助基金会公式サイトに掲載することで、利用者による書面申請の利用率を向上させた。



審査免除

疑義のない申請については、各支部の執行秘書が審査を経ずに、扶助を決定できる。疑義のある申請については、各支部の執行秘書が状況に応じて、申請者に書類の補正を求めてから、審査を経ずに扶助を決定するか、または審査に付することができる。



処理期間

申請に対し、受理・立件から執行秘書が審査を経ずに扶助を決定するまでの処理期間を、3業務日以内とする。また、執行秘書が補正または審査に付すことを決定した場合も、当該決定後10業務日以内に審査（扶助の決定／却下／補正要求）を完了するか、または扶助の決定を行わなければならない。

当事者の声1

「法律扶助基金会の弁護士や職員の方々も、さらに多くの融資会社が今後、皆さんがおっしゃったような『偽装商品金融』のような手口や、それを発展させた新しいタイプの貸付商品を用いる可能性があることを理解しておく必要があると思います。なぜなら……結局のところ、**法扶も皆さんと同じように、そうした新しい手口について常に知識をアップデートしなければなりません。**そうでなければ、貸金業者が法の抜け道を突いて、また奇妙な貸付商品を次々に出してしまいます。一般の方々は、表面的な『毎月5,000元の分割払い』といった数字しか見ず、その裏で実際には年利換算するとどれほど高い利息になるのか、また違約金がどれだけ高額なのか、気づかないのです。」

「先日、私は弁護士の指示に従い、債務更生に必要な書類をすべて提出しました。しかし、担当弁護士とのやり取りの中で、明確な回答や対応方針を得ることができませんでした。**弁護士からは『債権者から半年ほど身を隠してください』と言われただけで、具体的な法的手続の流れや、債権者からの取立てが続く場合の対応の仕方、そして今後の手続がどのように進められるのかについても、まったく説明がありませんでした。」**

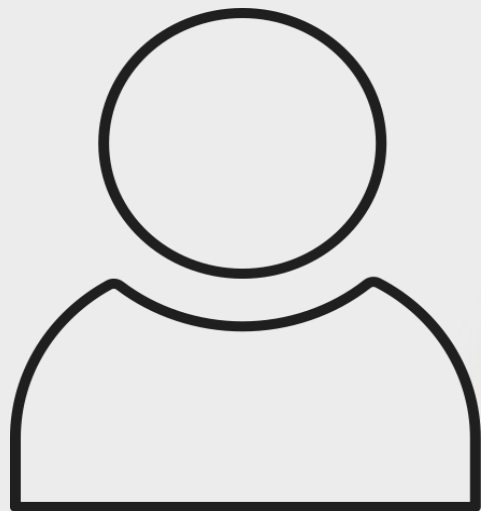
扶助案件におけるサービス品質確保の必要性



当事者の声2

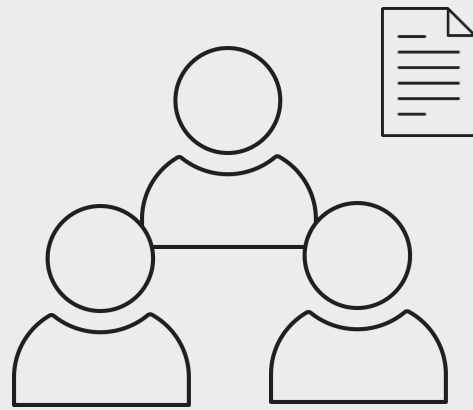
「**弁護士との面談は、精神的に大きなプレッシャーを感じました。**以前、仕事で出延できない場合はどうすればよい
か尋ねたところ、弁護士に『職場に休みを申し出れば取れるでしょう?』と言われました。しかし、私は現在、不定
期の清掃の仕事をしており、1回の勤務は2～3日間続きます。もし休めば、仕事を放棄したことになります。さらに、
弁護士から『働く気があれば仕事はいくらでもある』とも言われ、まるで『わざと借金をしてまじめに働かない』と責め
られているように感じました。」

「私はネット詐欺の被害に遭い、債務更生の任意整理を申し立てました。最初に弁護士に相談し、すべての状況
を説明した上で、翌日には必要書類をすべて提出しました。**弁護士に『翌日には申立書を提出します』と言われま
したが、1か月待っても何の連絡もありませんでした。**不安になって電話したところ、弁護士がまだ申立書を提出し
ていなかったことがわかりました。そこで『いつになったら提出してもらえますか』と尋ねたところ、弁護士に『仕事帰
りに来て委任状に署名すれば、その後で提出します』と言われました。その日のうちに、手続きにどのくらい時間か
かるのか尋ねましたが、弁護士の説明は初回の説明と異なっていました。説明が毎回変わるもので、どうすればよい
のか分からず混乱しました。**さらに、期日の通知もなく、開廷当日いきなり弁護士から『あなたは債務更生を行うた
めにわざと借金をしたのではないか』と言われました。**私は詐欺の被害に遭い、すでにどうにもならない状況にあり、
法律が分からないから法律扶助を申請したのに、まさか弁護士に『わざと借金をして更生や任意整理を申し立て
た』などと言われるとは思わず、本当にいたたまれない気持ちになりました。」



扶助案件におけるサービス品質確保の必要性

支援サービスの品質向上と体制強化



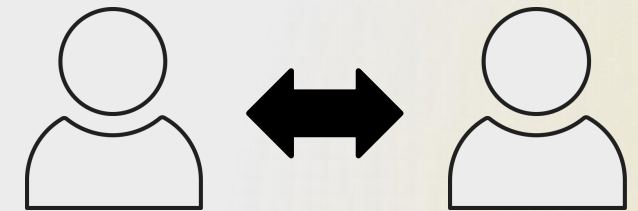
同僚審査制度

2024年から、消債案件の担当弁護士を対象に同僚審査制度を導入し、ベテラン専任弁護士を委員として任命する。審査は、まず各地域で担当件数の多い弁護士を対象に抜取検査を実施し、サービスの概況を把握する。その上で、委員が案件記録全体を精査し、評価を行う。



評価指標の構築

今後は、消債案件の処理に関する品質指標を策定する予定である。抜取検査した案件記録については、個人情報情報を匿名化したうえで、教育訓練の教材としても活用する方針である。



専任弁護士の育成

実務経験が2年未満の新任弁護士を「準消費者債務整理事件専任弁護士」として受け入れ、共同担当制度を整備する。

プロジェクト実施成果 — 更生事件

法律扶助			
終了年度	総件数	裁判所の 認可決定件数	認可率
2015	42	17	40.48%
2016	790	619	78.35%
2017	1,587	1,334	84.06%
2018	1,589	1,364	85.84%
2019	1,815	1,572	86.61%
2020	2,333	2,055	88.08%
2021	2,371	2,074	87.47%
2022	2,231	1,943	87.09%
2023	1,956	1,650	84.36%
2024	2,242	1,834	81.80%

裁判所			
終了年度	総件数	決定	決定率
2015	3,486	2,562	73.49%
2016	3,612	2,521	69.80%
2017	3,524	2,388	67.76%
2018	3,420	2,444	71.46%
2019	4,087	2,963	72.50%
2020	4,486	3,248	72.40%
2021	4,103	2,943	71.73%
2022	3,798	2,680	70.56%
2023	4,497	3,046	67.73%
2024	5,875	3,968	67.54%

プロジェクト実施成果 ― 法扶に係る清算事件

						免責不許可の事由								
終了 年度	総件数	免責	免責 不許可	免責率	裁判所の 免責率	133条	134条 1項	134条 2項	134条 3項	134条 4項	134条 5項	134条 6項	134条 7項	134条 8項
2015	7	6	1	85.71%	55.25%									1
2016	85	58	27	68.24%	59.73%	18				2				6
2017	272	195	77	71.69%	56.89%	64		8	1	4				10
2018	342	229	113	66.96%	58.50%	90		13	1	5				18
2019	507	336	171	66.27%	62.41%	136		5		6			1	27
2020	743	538	205	72.41%	66.05%	182		7	1	4	3	2		16
2021	899	653	246	72.64%	67.46%	211		9		9		1		14
2022	1,121	826	295	73.68%	70.64%	260		8	2	5	2	6		27
2023	1,005	734	271	73.03%	69.63%	238		16		2		3	1	32
2024	910	652	258	71.65%	68.07%	233		4		7	1	2		20

* 同一事件において免責不許可の事由が二項以上に該当する場合があるため、各項別免責不許可件数の合計は、当該年度の免責不許可件数を上回る可能性がある。

Thanks.

捉えよ 債務者の望み

支え

整え

歩き出す

周漢威 執行長



財団法人法律扶助基金会
Legal Aid Foundation